議題２（委員会決裁事項（規則第３条第１号））

平成32年度大阪府立富田林中学校入学者選抜方針について

標記について、別紙のとおり決定する。

平成31年３月27日

大阪府教育委員会

２－１

平成32年度 大阪府立富田林中学校入学者選抜方針

　併設型中高一貫校として大阪府立富田林高等学校に併設する大阪府立富田林中学校（以下「富田林中学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、富田林中学校長（以下「中学校長」という。）が行う。

第１　全般的な事項

**Ⅰ**　応募資格

　１　富田林中学校に入学を志願することのできる者は、平成32年３月に小学校、特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程又はこれらに準ずるものとして別に定める学校（以下「小学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者のうち、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

　（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。

**Ⅱ**　適性検査等

　１　入学者の選抜のため、適性検査及び作文を実施する。

２　適性検査及び作文の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。

３　適性検査及び作文の問題は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、論理的に考える力、表現力及び中高一貫校で６年間学び続けていくことができる意欲・適性をみることを主眼として作成する。

４　適性検査及び作文は、中学校長が富田林中学校において行う。

**Ⅲ**　提出書類

志願者は、出願時に入学志願書を提出するものとする。その際、小学校の校長による応募資格の確認（押印）を必要とする。

**Ⅳ**　募集人員・通学区域

１　募集人員は、１学年３学級120人とする。

２　通学区域は大阪府内全域とし、保護者のもとから通学することとする。

**Ⅴ**　その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

２－２

第２　入学者選抜の具体的事項

**Ⅰ**　適性検査等

１　適性検査は、適性検査Ⅰ（国語的問題）、適性検査Ⅱ（社会・理科融合的問題）及び適性検査Ⅲ（算数的問題）とする。

２　作文は、400字程度とする。

３　適性検査の出題方針

(1) 小学校学習指導要領の内容に即して、基礎的・基本的な知識・技能をみる問題と、身に付けた知識・技能を活用する力や論理的思考力をみる工夫をこらした問題を、総合的にバランスよく出題する。

(2) 小学校で学習した内容を基にして、中高一貫校で６年間学び続けていくことができる意欲・適性をみるため、次のような力をみる。

１）基礎的・基本的な知識及び技能

２）必要な知識を正しく理解するための読解力

３）他の人の立場に立って考えられるような想像力

４）筋道立てて考えるための思考力と思考に基づく判断力

５）分かりやすく伝えるための表現力

４　作文の出題方針

中高一貫校で６年間学び続けていくことができる意欲・適性及び自らの考えや意見を論理的かつ適切に表現する力をみる。

**Ⅱ**　選抜資料・方法

１　適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの成績及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点（360点満点）により選抜を行う。

２　合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(1) 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(2) 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。

「繰上順位」は、上記(1)で合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

**Ⅲ**　出願、適性検査等及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 適 性 検 査 等 | 合 格 者 発 表 |
| 12月25日(水)及び12月26日(木) | １月25日(土) | ２月2日(日) |

※なお、元号を改める政令の施行後、本方針中の「平成32年(度)」の表記については、新元号で表記するものとする。

２－３

＜参考＞

【新旧対照表】

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **Ⅱ**　選抜資料・方法  １　適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの成績及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点（360点満点）により選抜を行う。  ２　合格者の決定に当たっては、次のように行う。  (1) 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。  (2) 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。  「繰上順位」は、上記(1)で合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。 | **Ⅱ**　選抜資料・方法  １　適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの成績及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点（360点満点）により選抜を行う。  ２　合格者の決定に当たっては、次のように行う。  (1) 総合点の高い者から、男女別に原則として募集人員の45％に当たる者をそれぞれ合格とする。  (2) ~~残りの10％については、男女を問わず、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。~~  ~~(3)~~ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。  「繰上順位」は、上記(1)~~、(2)の手順~~で合格とならなかった者のうち、~~男女を問わず、~~総合点の高い者から決定する。 |

２－４